

## 箱根町新財源確保有識者会議第4回会議報告書

日	時	平成27年9月11日（金曜日）14:00～16:05
場	所	箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
出席者	者	【箱根町新財源確保有識者会議】 西本靖宏座長、伊集守直委員、北村幸弘委員、 嶋矢剛委員、湯浅孝司委員 【箱根町】 川口特定政策推進室長、栢沼企画課長、吉田財務課長、 伊藤特定政策推進室主幹、辻満 【委託業者】 ㈱浜銀総合研究所地域戦略部 馬目主任研究員 丸山研究員

## 【会議概要】

## 1 開会

事務局

それでは、箱根町新財源確保有識者会議を開催させていただくが、会議に先立ち資料の確認をさせていただく。

今回の会議資料は、「会議次第」、「委員名簿」の他に4点送付している。「資料1 新財源確保に向けた考え方について」、これは、右上に平成27年9月11日修正と入っているものである。「資料2 新財源確保策（素案）について〔本編〕」、「資料3 新財源確保策（素案）について〔資料編〕」、そして「参考資料1 箱根町行財政改革アクションプラン（素案）」を配布しているが、資料の過不足はないか。

早速、議題に移るが、議事の進行は、箱根町新財源確保有識者会議設置要綱第5条により、座長が議長となることから、以降は、西本座長に議事進行をお願いしたい。

## 2 座長あいさつ

西本座長

皆さん、本日も忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

前回の会議で、事務局から「新財源確保に向けた考え方について」として、どのような税源があり、新財源としてどのような税目が良いかの一般論について、説明がありました。

本日は、その際に委員の皆さまから頂いた意見を踏まえて、事務局で考え方を一部修正しておりますので、まず、それについて報告をしてもらい、その後、(2) 新財源確保策(素案)について、どの税目をどう上げるかについて具体案の説明を頂くという手順になります。

いよいよ本格的になりますので、忌憚のない意見をいただければ幸いです。

### 3 議題

#### (1) 新財源確保に向けた考え方について

事務局から資料1「新財源確保に向けた考え方について(平成27年9月11日修正)」により、前回の会議での指摘を踏まえて修正した5ページの「4 新財源確保に向けた本町の考え方」について説明した。

西本座長

委員の皆さん何かご意見、ご質問等があればお願いします。

北村委員

6ページの個人町民税の応益性の部分の7行目の「所得割についても三位一体改革に伴う比例税率化により応益性が高められているということから、応益性が高いという評価にしました」という部分ですが、応益性が高められているという文面の中には、いまだ町民税の計算では所得控除計算があるので、応能性的な部分があることを含めてこのような表現としているという理解で良いか。

事務局

前回の有識者会議の中で、国の2000年代以降の三位一体改革を含めた大きな動きの中で、所得割は応能的なものであるが応益的な観点を重視する税制改正が行われたという指摘があり、その流れを踏まえて、評価の修正をしている。

実際の所得割の計算上は、所得控除があることは、北村委員は税理士という専門家ですので、よくご存じかと思いますが、ここで記載した意図は、そのような大きな流れの中で評価したことを理解していただければと考えている。

湯浅委員

5ページの一番下の②収入安定性の記述部分について、赤字で今回補足されている文章を読むと「地方税の原則における安定性の原則は」と文書が続いて、最後に「その点で法人町民税の収入安定性は低いという評価されます」と記載されている。

収入安定性は低いという評価されますと記載している一方で、表4の②収入安定性の2)法人町民税は△から○に評価を上げており分かり難い部分があるので、補足で説明して欲しい。

## 事務局

5ページの下の記事は、法人町民税の特に法人税割については、景気変動の影響を受けやすく、特に企業城下町のようなところでは、リーマンショックなど過去にあった景気後退の影響を大きく受けているので、収入安定性が低いという一般的な内容を記載している。

6ページにその上で本町の場合は、寮・保養所の数が多く均等割の割合が高く一定の安定性があるので△ではなくで○に評価を修正している。

## 特定政策推進室長

湯浅委員が、そのような印象を受けるのであれば誤解を招く可能性があるので、記載方法についてアドバイスを頂ければと思います。

## 伊集委員

5ページの下の記事は、一般論で始まっているが、最後に法人町民税の個別の記事があることにより、分かり難くなっている。

このため、一般論の部分は、「安定性の原則は、景気変動に伴う税収の増減が少ない税目が望ましいことを意味します」という表現にとどめて、次のページにその原則をもとに本町の状況も加えて評価すると「法人町民税は、一般的に景気変動の影響を受けやすいため、税収の安定性が低いとされていますが、本町の場合は」と繋げた方が、誤解が少ないのかなと思う。

## 伊集委員

7ページ目の⑤導入時間の部分で1)、2)の町民税に関しては神奈川県の水源地環境保全や横浜市のみどり税を例にしながら超過課税を導入するという視点で評価をし、次の3)固定資産税は、既存税の税率の変更のみという視点で評価している。

この文章を読んだ際に、1)、2)の方では超過課税と書いていて、3)では、既存の税の変更と整理しているが、どちらも超過課税であることに変わりはない。

住民税の超過課税も神奈川県の水源地環境保全税や横浜市のみどり税のように、名称を付けて用途を特定化し、さらに基金

を創設し、その歳入歳出を特別会計に移して会計上明確化する場合は、検討に時間を要するが、前回会議の資料にあった兵庫県豊岡市では、住民税の均等割・所得割の超過課税を行っているが用途は特定化しておらず、導入時間はそれほど時間がかからないと考えられる。

導入時間の考え方は、町民税も固定資産税も変わらないはずなので、超過課税したうえで用途を特定化するような場合は、その検討に時間を要し、超過課税の導入のみであれば導入時間は、時間を要しないという視点で記述した方が良いと思います。

次の⑥の増収規模ですが、まず、最初に重要な点として固定資産税が箱根町では重要な基幹税目であり、ある程度の税率改正により一定の増収規模を確保できるというところで適正が高いという理由づけをしている。

これは、既存の税収構造の中で税収規模を重視した視点で評価しているが、その視点で見た場合に、箱根町の場合、個人町民税と入湯税の税収規模は、同程度であるため同様の評価になるのかなという印象もあるが、評価では、1)個人町民税が△で4)入湯税が○と異なる評価となっている理由について補足して欲しい。

## 事務局

⑤の導入時間については、ご指摘のとおりだと思いますので、1)、2)の町民税の方に、一般的に単純に超過課税をする場合は、さほど時間がかからないというような表現を追加した上で、神奈川県の水環境保全税や横浜市のみどり税のような手法を採用する場合は、時間を要するという評価に修正をさせていただければと思います。

⑥の増収規模については、入湯税と個人町民税の決算額がほぼ同じでも、入湯税の場合は、税率を50円から100円のように単純に変えれば、ある程度の増収規模を確保できるが、個人町民税の場合は、均等割と所得割があるなかで、均等割のみ上げても増収規模が小さく、所得割で入湯税と同規模を確保する場合は、かなり税率を上げる必要があるので、△の評価している。

後ほど説明する、具体的な新財源確保策の中で、様々な検討をしたが、入湯税の日帰りを50円から150円に上げると1億5,000万円程度、確保できるという規模感である。

一方、町民税は、法人分は県内他団体が採用している超過税

率で試算しても1,100万円程度で、個人町民税の均等割も千円上げたとしても1,000万円程度の規模感なので、少し差があると感じており、このような評価にしました。

西本座長

他はよろしいでしょうか。

無ければ、これで理解をいただいたということで先に進めて行きたいと思います。

## (2) 新財源確保策（素案）について

事務局から資料2「新財源確保策（素案）について〔本編〕」、資料3「新財源確保策（素案）について〔資料編〕」により、中期財政見通しの財源不足額9億円の補てん策について、行財政改革アクションプラン等の実施による歳入確保・歳出削減により1.5億円／年を確保し、残る7.5億円／年を固定資産税超過課税（単独税目案）の実施により確保する新財源確保策の素案について説明した。

西本座長

ありがとうございました。非常に詳細に説明いただきまして、特に具体的な財源の確保策について固定資産税について、2割増の0.28%引き上げるという案が示されました。

その理由も非常に詳細に説明がありましたが、この案について有識者会議として、どのように評価するかが議題となりますが、委員の皆さんからご意見いただければ幸いです、いかがでしょうか。

伊集委員

何点か、質問をさせていただきたいが、資料2の6ページに、具体的な新財源所要額の確保策について示されており、(2)新財源確保策の選定の部分で単独税目案の採用理由を述べていて、ここで複数税目案は、採用しないとしている。

その理由について、資料1の8ページにある「新財源の導入に当たっては、行政サービスが住民向けなのか、観光向けなのかという部分も整理したうえで負担のあり方を検討していきます。」という項目に関する内容は、本編では全く触れられていないので、整合的でないと思う。

ただし、その内容自体は、既に議論しているので、記載できるのではないかと思います。

もう1点は、資料3の5ページの税目別の検討結果一覧で、単純に1ページに収めるという制約があるかもしれないが、個

人住民税分が記載されていないのは、穿った見方をすれば、町民に対して仮にこの税を上げた場合にインパクトがあるので、記載していないと思われる可能性があるので、個人町民税の検討結果は、記載した方が良いと思う。

特定政策推進室長

今の2点の指摘のうちの1点目は、有識者会議では、財源不足を理解して頂いたうえで、どの部分に費用がかかり、どの部分から負担をお願いするのかを議論して頂きましたが、これから町民に説明するには、そこが1番重要な部分ではないかと考えている。

まず、何が不足しているかという点の議論で、皆さんにお諮りした町民、事業者、観光客など様々な方に対する行政サービスの維持を説明する必要がありますが、その上で、誰に負担をお願いするかも説明する必要がありますので、整理をしていきたいと考えています。

2つ目の個人住民税の指摘については、これは町民の所得が県内でも低いという中で、単純にあまり大きな税収は期待できないことが記載していない理由であり、対象税目としては外したていないので、表に加えていきたいと思えます。

湯浅委員

質問というか教えて頂きたいが、入湯税をもし上げるとなると使途の整理が必要という記述が、何箇所か出てきているが、使途の整理というのは、やはり作業上かなり時間を要するのか。関係各所との色々な調整が必要ということだからかなり苦労があるという認識でよいか。

特定政策推進室長

大きく2つ問題点があると考えており、入湯税は目的税であり、既に現在課税している7億円は、観光施策のほか下水道繰出金、ごみ処理、消防施設整備等に充当している。

ただし、本町の入湯税の主要な使途である観光関連の歳出には既に100%充当しており、入湯税を増やす場合は、観光関連の支出を増やさないと充当できず、財源不足の解消という観点では効果が低くなるので、充当先の整理が大変難しいという点がある。

また、入湯税の徴収方法は、観光客の方から事業者が特別徴収義務者として徴収し町に納税するという点で事業者は自分たちが稼いでいる税金という感覚があり、観光振興や観光施設の充実、温泉源の確保など、自分たちのために使って欲しいと

いう意見が従前から多くある。

特別徴収義務者として協力してもらおう関係もあり、このような点からも使途の問題を調整する必要があるため、時間がかかると考えている。

湯浅委員

ありがとうございます。

町民の立場では、資料3の5ページの入湯税の1億5,000万円しか引き上げできずというこの「しか」という言葉が、住民からすると固定資産税のみで上げるのではなく、入湯税を上げて固定資産税を少しでも下げて欲しいというのが、正直なところだと思うので、今後、町民向けの説明会でそのような意見が出るのではないかと、この表現を見たときに感じたので質問させていただいた。

特定政策推進室長

歳出の充当額から見て「しか」という言葉を使っているが、不適當かもしれないので、表現を考えさせて頂ければと思う。

北村委員

細かい点を確認したいが、資料3の10ページの税率の計算式が、間違いはないか確認したい。

また、複数税目案は、固定資産税超過課税と入湯税の引上げがセットになっているが、2つの税目を平成28年度に同時に引き上げることで良いのか。例えば、固定資産税の超過課税を平成28年度から実施し、入湯税は、3年後に入湯税も導入するという考え方はありえるのか。

特定政策推進室長

大前提として9億円の財源不足を何とかする必要があり、それも来年度の住民サービス維持ができないほど深刻な状況なので、複数税目案でも最初から2つの税目の引上げを行い、6年間7億5,000万円を確保したいと考えている。

なお、この6年間は、次期総合計画の期間や内容も踏まえ、途中で財源確保の形は変えずに中期的なスパンで財源確保したいと考えている。

6年後以降も大変厳しい状況が続くと見込まれるが、固定資産の超過課税は行わずに財源を賄える形が一番良いと思うので、使用料など受益者負担の見直しなど町の行財政運営を見直す約束の上で、今回、税を上げさせて頂きたいと考えており、途中で税源構成を見直すという提案は、今のところは考えず、複数税目案でも来年からスタートしたいと思っております。

事務局	<p>10 ページの計算が誤っておりました。</p> <p>必要な超過税率は 0.28% で誤りはないけれども、式の記載方法が誤っておりましたので、分かり易いように修正をさせていただきますと思います。</p>
伊集委員	<p>今回の新財源確保策の提案と行財政改革アクションプラン（以下「アクションプラン」とする。）との関係について伺いたい。アクションプランの位置づけは、12 ページに箱根町の実行財政改革推進体制図があり、行財政改革有識者会議の議論をもとに、素案を策定したと思うが、このアクションプラン自体は議会の議決を経た箱根町の計画であると理解してよろしいか。</p>
企画課長	<p>このアクションプランは、行財政改革有識者会議の助言等いただきながら、町長をトップとする行財政改革推進本部の中で案を練って策定したので、議会には、適時、策定状況を報告しましたが、特に議決案件という形にはしておりません。</p>
伊集委員	<p>アクションプランの主体は、決して有識者会議でなくてあくまでも箱根町ということですね。そのような中で、本有識者会議は、12 ページの図でいうと行財政改革推進本部の下にある専門部会の中に位置づけられる会議という理解で良いのか。</p>
特定政策推進室長	<p>会議の位置づけについては、説明が足りなかった部分があるが、アクションプランの策定作業は平成 26 年の秋にスタートし、この素案も先日の議会で報告しましたが、新財源確保の取組みは、平成 27 年度から始めたもので、新財源確保有識者会議は、完全に独立した会議と位置付けている。</p> <p>このアクションプランと新たな財源確保は、アクションプランでは特定政策推進室で作成した財政推計を使用しており、新たな財源確保では、アクションプランの収支改善効果額を使用しているという関係になっている。</p>
伊集委員	<p>気になったのは、箱根町で議決が必要な計画で、その下にこの有識者会議もあるとすると、このアクションプランに位置付けのない事項を実施することになるかと思ったが問題ないという理解でよろしいか。</p>



特定政策推進室長	<p>今回はあくまで、新財源の確保について、外部有識者の皆さんから意見をいただくと位置付けているので、ご懸念の点は本題ないと考えている。</p> <p>ただし、アクションプランと新たな財源確保の取組みが、時間的に前後している部分があるのは事実なので、整理しながら進めている状況である。</p>
嶋矢委員	<p>関連した質問になるが、資料3の14ページにアクションプランと中期財政見通しの対象期間が表で整理されているが、表題に赤字で財政推計未反映とあるが、その意味について確認したい。</p>
事務局	<p>ベースとしては財政推計で9億円不足を見込んだ際の歳入歳出の個別の積算内訳がある。</p> <p>そこで計上した内容以外のもので、14ページにあるふるさと納税の目標額の増額や、消防職員の削減などの取組みを行うことにより、9億円から1.5億円は財源不足を解消できるが、残る7.5億円分はどうしても財源不足を解消できないので、その分は、新財源の確保を検討したという流れになります。</p> <p>具体的には中期財政計画を作成した際に、ふるさと納税では2,000万円を中期財政計画として見込んでいる。</p> <p>これをベースにアクションプランでは、ふるさと納税制度をリニューアルした分として28年度は1,000万円目標を上乗せし、3,000万円を目指すこととしているが、財政推計ではこの1,000万円は考慮していないので、新たに財源不足の解消に寄与するものと整理している。</p> <p>また、消防職員の定数削減は、財政推計では定数削減自体を見込んでいないので、職員削減により4,000万円を新たに財源不足の解消に寄与するものと整理している。</p> <p>したがって、財源不足額9億円から、ふるさと納税のさらなる確保で歳入面の取組みで1,000万円、消防職員削減の歳出面の取組みで4,000万円など、アクションプランによる歳入確保、歳出削減の取組みにより9億円から5,000万円は、解消することができ、それが積み重なり9億円から1.3億円分は財源不足を解消できることを示している。</p>
嶋矢委員	<p>そうすると、今説明のあった内容はこの表の1番上に赤字で</p>

【財政推計未反映】とあるが財政推計には反映されていないのか。

事務局

9億円の財源不足額を算出した際には、14ページの内容は加味されていないので、今後、新たにこれらの取組みを行うことにより反映していく形になります。

嶋矢委員

先ほど北村委員の質問に対する説明で、3年後など途中で入湯税を導入するような検討はせずに、最初から引上げを実施して行きたいという話を含めて、改めてこの表を見ると、今、説明のあった財政推計対象期間で新たな税源で補てんする話と、アクションプランで歳出等を削減する期間が、最後の2年間一致しないので、最終の平成33年度が終わる際に、それまでの取組み結果から、その後どれだけの取組みが必要か確認できるのかという疑問がある。

プロジェクトとして収支が明確に分析できるか疑問を感じたがいかがか。

特定政策推進室長

新たな財源確保の取組みにあたっては、まず、財政推計を行い、その後、アクションプランにおいて収支改善目標を設定し、それらをあわせて新財源所要額を算出している。

このため、財源不足は9億円と言いながら、その後、行財政改革アクションプランの取組みにより新たに削減できる項目が出てきたので、それを14ページの表で整合させている。

ただし、アクションプランの最終年度は、平成31年度なので、新たな財源確保の6年間では、最後の2年間はアクションプランがないので、その部分は調整をしながら新財源の所要額を出している。

先に財政推計の9億円の財源不足を算定し、そしてアクションプランで推進項目を策定したが、財政推計の積算に計上しているものと計上していないもの両方があり、その内容を精査した結果、財源不足額が9億円から7.5億円に圧縮できたことを示す元となる表になります。

嶋矢委員

伺った質問に対する回答としては承知しましたが、一言でいうと7.5億円の新たな財源所要額の計算の際に取り込んでいるということで良いか。

特定政策推進室長

アクションプランの後継計画について、現段階では位置付けは決まっていますが、平成31年度まで実施し、6年後には新財源確保の方法も見直す以上、平成32年度には、新しい行財政改革に関する計画を策定する必要があると思います。

その時に策定する計画で、財源不足額をさらに削減できれば、平成33年度に見直す新たな財源確保の税率が引き下げられ、逆にさらに不足する場合は、税率を引き上げる必要も出てくる可能性があると考えております。

本来は、この背後にある総合計画を策定できていれば、町の方針が明確になるけれども、総合計画は平成29年度から新しい10年間の計画が出来るので、これも後から追いかけてくる形になるため、現状の計画をもとに財政推計を作成したため、このような形となっている。

このため、平成32年以降、また財源が足りるのかという点については、本当に推計の推計でしかないので、根拠となる総合計画もなく、行財政改革アクションプランも平成31年度に終わるという点では、最後の2年間は、現状では不確定な数字と見られると思います心配しています。

伊集委員

アクションプランに意見するのは越権行為かと思われますのでコメント程度ですが、町民目線で見ると町からこのプランが示された時に、大変厳しい財政状況の中で行財政改革を実施する内容が、このプランに記載されていると普通は理解すると思う。

このプランでは、歳出をいかに削減するかだけでなく、徴収率を上げることやふるさと納税による歳入確保の面も位置付けており、これらにより行政サービスを維持していく形なのかと思うと、別に新たな財源確保の取組みとして超過課税するというのが出てくるので、アクションプランは何だったのかというような印象を受ける恐れも十分考えられる。

スタート時期や進め方の前後もあるとは思いますが、今後の住民説明においては、全体像としてこれらが統合された形で説明するのが望ましいと思います。

特定政策推進室長

コメントいただいてご回答するのも変ですが、実はもう1つ公共施設の適正配置計画という、長いスパンの計画があり、基本方針は策定したものの、具体の再配置計画は、これから策定するという状況である。

財政状況説明会では住民から、新たな負担を求めるならば、身を切る必要があり、当然、不要な施設もあると思うので、その取組みが先であるという意見もある。

ただし、あくまで来年度以降、皆様のサービスを維持するための財源が不足しているというスタンスで説明しており、公共施設の見直しも実施して行くが、来年度、直ぐには大きな効果を出すことは難しいと説明しているのが現状である。

数字の整合性は、先ほど言ったように、なるべく、最新の数字で推計していることを住民に説明し理解を得たいと考えている。

北村委員

新財源の検討ということで議論に加わっているが、これまでの4回の会議の中で率直に感じるところは、大涌谷の火山活動に対する歳出負担は別として、徐々に町の財政が悪化していることも事実ですが、財源不足分7.5億円の充当財源として、固定資産税を0.28%引き上げ1.68%にするのは、6年間の暫定措置とは言え、まず増税ありきと言う印象が強い。

本日、アクションプランの説明があったが、1例として、地方の市町村のふるさと納税への取組みでは、目の色を変えて早期にパンフレットを作製し、HP上でもアピールしている。さらに広告料等収入も、様々な取組みにより少しでも収入増が得られるように努力を行っているが、箱根町の場合、行財政改善努力が十分感じ取れないように思える。

町所有売却可能土地の有効利用又は早期売却処分や、消防の広域連携の更なる推進、ごみの再利用促進等並行して早期に解決すべき課題は多いと思う。

財源不足は理解できるが、町民とそのような部分でのコミュニケーションが取れていないのではないかという印象を個人的には感じている。

特定政策推進室長

今のご指摘は、当然住民の方も真っ先に言われる意見ですので、町の取組みを何とか説明して、実施をお願いする形に持って行くしかないと考えております。

実際は、もっと厳しい意見を頂いており、特に人件費が高いのではないか、組織が大きいのではないか。職員が多いのではないかということは真っ先に意見が出ているところです。

人件費は30億円ありますので、1/4削減できれば新たな負担を求めなくても良いだろうという意見もあります。これま

で説明してきたとおり、あくまでも住民サービスを維持するためには、財源が不足しているので、この方策でお願いしたいという提案を、今後の説明会では行いたいと考えている。

#### 湯浅委員

コメント的ではあるが前回の町民アンケートを見ると、色々な意見が、町全体の意見のように見えてしまうが、アンケートの属性を見ると、40代、50代の方が40%程度を占めているとか、アンケートの回収率が20%程度なので、意見は意見としてあるが13,000人のごく一部の意見なので、そこに余り引っ張られすぎてしまうと全体が見えなくなってしまうところもあると思う。

厳しい意見は、厳しい意見としつつも、例えば若い人がもう少し説明会に来てもらえるような呼びかけや、もしかすると、今、子育てしている人やもう少し若い人達は、別の考え方があり子供のことを考えたらこちらの方が良いと思う方もいると思う。

そういった前向きな意見を持っている方もいると思うので、今後の行う説明会では幅広く負担を求めることは、ネガティブな話になるが、このアクションプランのような、今後、このようなことを実施して行きます。それで町を良くして行こうと考えていますということを説明して理解をうまく得て頂きたいと思います。

資料2の8ページも導入に向けて町民に対して説明が必要な事項と書いてある中で、大きく3項目あり①は大涌谷の火山活性化による減収で、これはある意味、前提的な話になる。

③については人件費に関する事で、これも以前から、話をされていると伺っているので、継続して行っています。

②の行財政改革の取組みの実施は、どちらかというと新しいトピックスであり、町民の皆さんには、やはりこのような少し先の将来の説明をしつつ、今現状抱えている問題は、このようなものがあるので負担をお願いするという話の論理展開というのは、話を聞いていて納得は得られるのではないかと私は感じました。

#### 伊集委員

今の議論に関連して少し意見を述べたいのは、財源が不足している状況の中で、特に住民からの意見としては身を切ることが大切である、歳出削減が大切であるという意見が出てくるのはもっともだと思う。

ただし、これまでの特に日本の自治体財政の動きを見てきたときに、戦後の成長の中で、国の交付税や国庫支出金の制度に支えられ地方の財源が確保されてきた状況が、今はもうそれが失われつつある。

そのような中で、そもそも標準税率を中心に税を課税していれば、住民に必要なサービスの財源が維持され、それで不足するのであれば歳出削減をするという論理自体が幻想になっている部分がある。

自分たちの生活を守るのであれば、その財源はしっかり自分たちでどう負担するかを真剣に考えないといけない時期に来ている。したがって、財政状況が逼迫した問題を誰が責任を取るのかと言った時に、最終的には住民が責任を取らないといけない問題となる。

その際、税を引き上げない場合は、行政サービスを削減せざるを得ないし、その分の負担は住民に返ってくる部分もある。一方、行政サービスを維持するのであれば税負担をしてもらう必要があり、それも当然住民が負担するという形になる。

どのような形が良いのかを決めるのは住民の問題であり、その議論をより積極的に行う必要があると思います。ただし、その議論を説明していくのは、必ずしも箱根町の行政部局の責任というよりも、本来は、政治的な代表の町長あるいは議会が議論をリードしなければならない立場にあるはずなので、積極的に議論を引っ張って頂きたいというのが個人的な意見です。

特定政策推進室長

そういった点ではこちらの有識者会議は、独立した会議として、どこにも影響を受けないでご提言を頂きたいので、通常のこのような会議は町内の方も委員として入るが、今回は外部有識者のみの委員構成としている。

現状、議会では特別委員会を設置し、町では住民方々に説明をしているという点では、考え得る限りのことは実施しているので、今後の町民説明では1人いれば1つの意見が、3人いれば3つの意見があるのは承知の上で、説明していきたいと思っているが、この有識者会議は、独立した専門的な見地から意見を頂ければと考えている。

西本座長

最後に少し補足があります。

超過課税を行う場合は、法令上の要件が1点だけありまして、資料2の6ページにあります。その財政上その他の必

要性があると認められる場合」とあるように、これを満たさないと超過課税は認められません。

これは、最終的には議会で財政上の必要性を判断し、超過課税を行うという手続になります。そのような意味では、議会で歳入確保・歳出削減をしっかりと行ったが、それでも財源不足が解消できないという部分をしっかりと議論した上で、超過課税を行うという手順になると思いますので、是非その辺は、議会で議論していただければと思います。

最後にまとめとして資料3の5ページあるように、事務局において様々な税目について検討していただき、私の印象としては、箱根町の税収の特殊性、固定資産税が約7割を占めるという全国でも他に例のないような特殊な状況、さらに納税義務者も、実は、住民が3割程度で町外7割という非常に特殊な状況がありまして、このような状況下で、超過課税の導入について考えた場合、固定資産税を上げざるを得ないのではということでも私も事務局から示された単独税目案、これが1番妥当ではないかという印象を持っていますが、委員の皆さん方も、この案でよろしいということでご理解いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、本有識者会議としては、事務局が示されましたこの単独税目案、固定資産税超過課税ということで、来年度から税額ではおよそ20%増、税率としては0.28%引き上げることについて、これを支持する方向で進めてまいりたいと思います。

### (3) その他

第6回有識者会議の日程調整をお願いし、その後、今後の提言書のとりまとめ方法について調整した。

あと2回有識者会議を予定しておりますが、今回は、事前にお諮りしたとおり10月7日に開催させて頂きたいと思っております。

この有識者会議では、本日、議題でお諮りした町財源確保策を支持することで理解が得られましたが、最終的には町に対し

事務局

て提言の様な形で取りまとめた意見を頂きたいと考えております。

次回の会議でその内容を委員の皆さんで議論していただき、最終の第6回会議では、町に対し提言書の説明を頂きながら提出をいただきたいと考えておりますので、委員の皆さんで今回の会議で提言書の取りまとめ方についての議論をお願いします。

また、第6回の最終回の日程ですが、事務局案としては、10月28日、29日、30日及び11月2日を事前に提案させて頂いておりますがいかがでしょうか。

西本座長

先に日程の方から、10月29日と11月2日の都合が悪い方がいます。10月30日は、皆さん都合が良いようなので、30日で時間もこれまでと同様に午後2時～4時でよろしいでしょうか。

事務局

それでは、10月30日（金）の午後2時から4時までということで、また、改めてお知らせいたしますがご予定をお願いします。

西本座長

もう1点、今後の提言書の作成についてですが、第6回会議で町長に提言書を提出することとなっております。次回は、提言書の内容について具体的に議論したいと思っております。

提言書案は、座長の私が作成しますので、次回、その内容についてご意見いただいて最終案を作成するという手順を進めて行きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

北村委員

第5回会議の前に提言書案の送付をお願いします。

西本座長

10月7日の第5回会議より前にメール等で提言書案はお送りしますし、また、事前にこのような内容を入れて欲しいという意見がありましたら私にメールして頂ければと思います。

方向性としては、今回示された単独税目案を支持するという形ですが、付帯意見として取り上げる事項について、特にご意見を頂きたいと思っております。今後ともご協力方よろしくお願ひしたいと思っております。



#### 4 閉会

西本座長

では、本日の議会はこれで終了いたしました。  
次回は、10月7日水曜日の午後2時から4時となっておりますので、よろしくお願いいたします。  
どうもご協力ありがとうございました。